

黄色い署名を全会員の 持てる力でやりぬこう



国会請願 5月17日

県×切 5月10日必着

▼情勢は重大です。岸田政権は大軍拡・大増税を強行し、「戦争国家」づくりに突き進んでいます。

「反共は戦争前夜の声」は歴史の教訓ですが、大手の新聞と週刊誌、ネットは共産党攻撃の大合唱です。まさに「戦争と暗黒政治を許すな」の旗を掲げる同盟の出番です。それだけに大軍拡阻止と反共攻撃に立ちむかう対話を広げ、黄色い署名を一筆でも多く前進させることが求められています。

▼黄色い署名の県目標は4000筆、支部目標は500筆です。全会員の持てる力で10筆を、地方議員や力持ちの会員には30〜50筆を訴えます。用紙を送るとすぐ久慈の城内仲悦議員50筆、岩手町の愛木さんや盛岡の多田さんから50筆、盛岡のJさんが初めて10筆、12月に入会したOさんからは15筆が届いています。体が不自由な会員からも、1筆、2筆、4筆、6筆と届いています。

新婦人の会、労働組合、国民救援会、共産党からも20〜400筆のご協力があります。

3月4月一層の奮闘をお願いします。

▼岩手は、コロナ禍の2年間は目標に達しませんでした。それまでの10年は目標を達成してきました。会員9人



発行所
治安維持法維持者
国家賠償要求同盟
〒113-0034東京都文京区
湯島2-4-2全労連会館
国賠同盟岩手県本部
〒020-0013盛岡市愛宕町
17-4 牛山靖夫方
T/F 019-623-8648

- ▼北上支部総会開催
- ▼「鶴彬」いのちの軌跡」上映会熱開催 熱い感動
- ▼柳館与吉体験談「いっしょに来い」5ヶ月
- ▼呼子と口笛（7）古びたる靴をあけて
- 盛岡市 鈴木満
- ▼連載第5回治安維持法成立から100年 藤田廣登

「3・15を忘れるな」
鶴彬のつどい
3月15日12:15～ 光照寺墓前

一寸一言

申告納税制度大改悪阻止を！

▼確定申告はお済みですか？どうしてこんなに難しいの？面倒なの？そう思つてやめようかと思つたとき心強い味方が民商であり、議員さん達。その民商を弾圧したのが岡山倉敷民商事件▼国賠同盟の全国女性交流集會に初めて参加したとき、被害者の福屋町子さんが「私は無罪です」のゼッケンを胸に支援を訴えられた。428日間に及ぶ身柄拘束が信じられなかった。そして、2018年に差し戻し判決が出されてから現在まで公判が開かれていないことに怒りしかない▼その一方で政府は今国会で民商や生健会、農民連等が行っている税務相談停止命令制度の創設を含む税理士法の改正を狙っている▼国民の納税額を国が決めていた賦課課税制度は戦後の新憲法下で廃止され、納付すべき税額が納税者の申告で確定する申告納税制度となった。納税者同士が集まって相談することは自由で、憲法が保障する集会・結社の自由、基本的人権は守られるべきである▼10月からはインボイス制導入の予定も。大軍拡のための大増税「欲しがりません勝つまでは」は絶対ゴメンだ。WBCが開幕し大谷翔平や佐々木朗希の活躍に心躍るが、国民の熱狂の裏で何が企てられているのか目を光らせたい。(D)



北上支部第13回総会を開催

2月25日（土）国賠同盟北上支部第13回総会が会員12名の実出席で開催されました（委任状7名）。

国賠同盟県本部から本部長・牛山靖夫さんと事務局長の田中館安子さんに来ていただきました。来賓として牛山靖夫さんと共産党北上市議団長・鈴木健二郎さんから挨拶をいただきました。

その後議案を協議、①活動報告と今後の活動方針、②2022年度決算及び2023年度予算が承認されました。

《役員体制》

支部長	柏葉 明
副支部長	小野寺 育子
事務局長	菊地 靖
執行委員	藤原 悦夫・村上 通子
監 事	清水 景子

国賠署名と大軍拡・大増税反対署名にもうひと踏ん張りの取組みを！と呼ぶかけられました。

の久慈支部が500筆、釜石支部が1000筆を超えたこともあります。
紹介議員も長い間、高橋千鶴子議員だけでしたが、野党共闘が進む中で、小沢一郎、階猛、木戸口英司、横沢高德、高橋千鶴子、岩渕友の6議員に大きく前進しました。
今年の国会請願は5月17日（予定）です。県のべ切は5月10日とします。それまでに支部、団体、会員は署名用紙を県本部（牛山宅）に郵送してください。
みんなの力で、目標を実現しましょう。

『鶴彬〜いのちの軌跡』の上映会* 熱い感動！
鶴彬は現代に生きています！

その心を生かして今を生きぬく!!



1955年（昭和30年）28歳ころ

2月18日（土）盛岡市中央公民館で『鶴彬〜こころの軌跡〜平和のために生き抜いた詩人の魂〜』の上映会を開催しました。目標の50人を超える56人が鑑賞しました。

上映後に牛山靖夫県本部会長から「鶴彬の墓はなぜ盛岡にあるのか」の話があり、鶴彬の生涯に理解と感動を深めました。

会場費のキャンパもたくさんご協力いただきました。ありがとうございます。
感想を紹介します。

*鶴彬のことは知っていましたが、その一生は初めて知りました。その反骨精神に感銘を受けました。

*政府に対する痛切な川柳にその時代のひどさがわかります。何か一つでも反戦らしき行動をしただけで捕まる時代は二度とあってはならないと強く思いました。鶴彬の回りには支えてくれる人が沢山いたんですね。

*絶対戦前に戻してはなりません。安保3文書決定後、戦前に戻りつつあるような気がします。

* 映画 DVD 『鶴彬〜こころの軌跡〜』 (1 : 40)

* ドキュメンタリー DVD

「川柳人 鶴彬 ~今に伝わるメッセージ」 (0 : 55)

第24回FNSドキュメンタリー大賞受賞 (石川テレビ製作)

県本部にありますので貸し出します。

ドキュメンタリーは演劇で鶴彬を演じるようになった俳優に密着しながら鶴彬を紹介しています。盛岡も出てきます。お勧めです。

* 鶴彬という人を初めて知りました。

100年前の時代に私たちと同じ思いで生きていた青年の姿を追うことができました。侵略戦争を推進した国家は断罪され、多くの国民が犠牲になったことを思うと“再び新しい戦前”をつくるなど許さない思いでいっぱいです。

* 現在、新しい戦後ということばが云われていますが、岸田首相はその戦後でなく新しい戦時体制の日々にしようとしている。国家テロリズムという言葉が映画の中で云われていますが、大事な時に映画を上映していただきました。

* 映画はずっと観たかったので、上映会をありがとうございます。戦争は不条理です。上官ほど生き残り、下級兵ほど死亡率が高い。こんな時代に植民地主義を問い、女性の人権を詠んだ鶴彬の普遍的な視点に驚かされます。映画を観ていて、この時代に今の時代が似通ってきている恐ろしさを感じました。物が自由に言えない。多様性が失われていく。今が戦前にならないよう考えていかなければならないと思います。

* 鶴彬の川柳がたくさん紹介されましたが、初めて知ることが多く、とても文学性の高いものだと思います。鶴彬さん等が目ざした世の中が戦後になって見えてきたときにまた戦争国家にしようとしている政治の動き。物を言える今こそ、絶対に戦前に戻さないようにしなければなりません。微力ですが、やれることを頑張りたいです。

* 鶴彬が盛岡に縁があったことを知り感慨深い。「手と足をもいだ丸太にしてかへし」という句は前に知っていません。厳しい時代を生きた人で、人々の暮らしに平和と平穏なくらしを守ろうと必死に活動したのだと深い感慨を覚えます。啄木の大道事件についての評論にも深く学び、最後は治安維持法の無法で無残な死を招いたのは本当に遺憾です。そういう時代にしないためにきちんと見定め、軍事費の国家予算の2%で増税などという現政権のやり方を絶対反対したいと思っています。『攻撃能力』はだめ！

今日の映画を通してどんな人だったのか学ぶことができました。苦しい状況であってもプロレタリア文学で世の中に入ったえている姿は素晴らしいと感じました。治安維持法で捕まっても発信し続ける姿勢がとても印象に残りました。多くの人に鶴彬の活動を知ってもらえたら良いと思います。
* 小林多喜二に似たような方がいたんですね。こういう歴史を学校で学べるようになると戦争の愚かさがわかると思うのですが：いい上映会をありがとうございました。



柳館与吉 体験談



柳館 与吉さん

1976年2月号の「岩手民報」から

柳館与吉さん（共産党名誉県委員）

の治安維持法と特高警察の暴虐の体験談を転載します。その後、91年1月に同盟の県本部が結成され、柳館さんは初代会長となりました。

治安維持法と特高の暴虐

「いっしょに来い」で5ヶ月

柳館与吉（初代県本部会長）



わたしは昭和5年盛岡中学在学中の17歳の時、社会科学研究会のメンバーとなり、共産党の正しさを知り、将来この道を進むことを決意しました。

卒業後の昭和6年、盛岡市役所に就職し当時すでに上部との連絡をもった消費組合運動に参加しながら、わたしの主たる任務は市役所に全協（日本労働者組合全国協議会・非合法）の一般使用人組合（事務労働者の組合）を組織することでした。

当時、日本は満州事変をきっかけに中国に対する侵略戦争に突入していた時であり、共産党員は勿論、自由主義者なども徹底した弾圧を受けていました。

昭和6年から8年までわたしは、市役所で「給料値上げ、臨時雇を本雇に」など待遇改善の要求で市長に十数人で押しかけたりして活動をおこなっていました。

この中で、親しくなった2、3人の若い職員との間で「共産党宣言（IIガリ版刷り、当時発禁）などで読書会をやっていた。

わたしはこの間、第二無産者新聞の読者になり、2、3人分の配布を受持つていました。

昭和8年5月、私達と一緒に運動をしていた3人の活動家が逮捕され、わたしはそのあとの7月に治安維持法、出版法違反容疑で逮捕されました。

わたしが丁度20歳の時であります。市役所学務課の雇をしていたわたしに庶務課長から、呼び出しがあったので出かけていったところ、白い服を着た警官（県警特警部）がそばにいて、庶務課長が「これが柳館です」といった途端に警部はわたしに「調べたいことがあるから一緒にこい」といって、わたしの手を強引にひっぱって市役所の玄関につれ出し、そこには3人の私服警官が待機して見張っていました。

このとき逮捕状もなく、「おい一緒にこい」というだけで拘引されました。

すぐ警察教習所の講堂につれ出され取調べを受けました。

尋問に答えないと髪の毛を力いっぱい引っぱったり、竹刀で背中を力まかせにたたきつけ、また、三角の鉛筆を指にはさんでしめつけたり拷問がおこなわれ、このようなことが何回もくり返された夕方、くたくたになったわたしの身体は留置場にほうりこまれました。わたしは逮捕された二日目の朝、市役所を解雇されたことを知らされました。

それからわたしは9月末まで盛岡署におり、10月初旬たらいまわして花巻署にうつされ、11月末に約5ヶ月間の留置場生活のあと起訴猶予で釈放されました。

その間家族にさえ一度も面会が許されなかったのです。わたしが家にもどったら、「与吉は国賊だ、この町から出ていけ」という赤インキで書かれたハガキが数通きていました。そしてその後、「アカ」だということで満足な就職につけず随分苦痛をなめました。

わたしはいま、43年前の体験からも治安維持法や特高の悪虐無道なやり方を是認し、共産党や宮本委員長を攻撃してきている民社党「春日発言」やそれに呼応している自民党に限りない憤りを覚え、反動、反共勢力に対して断固たたかわなければならぬことを強く感じています。

啄木の「呼子と口笛」を

読んでみませんか(7)



「古びたる鞆をあけて」

盛岡市 鈴木 満

詩集「呼子と口笛」の六番目にあるのが「古びたる鞆をあけて」です。この詩は啄木が雑誌「創作」に載せた詩「はてしなく議論の後」の最後に載せられていました。啄木は詩「はてしなく議論の後」を基に詩集「呼子と口笛」を構想し、新たに二つの詩を創作しますので、「古びたる鞆をあけて」は最後を飾

る詩にはなっていないませんが、一時は最後に持ってきた詩であると思つて読んでみてください。

古びたる鞆をあけて

わが友は、古びたる鞆(かばん)をあけて、
ほの暗き蠟燭の火影(ほかげ)の散らばる床(ゆか)に、
いろいろの本を取り出だしたり。
そは皆この国にて禁じられたるものなりき。



やがて、わが友は一葉の写真を探(さがし)あてて、
「これなり」とわが手に置くや、
静かにまた窓に凭(よ)りて口笛を吹き出だしたり。
そは美しにもあらぬ若き女の写真なりき。

この詩は、「わが友」が「この国にて禁じられた」いろいろの本を入れた「鞆」の中から「一葉の写真を探し」出して、「これなり」とわが手に置いて「静かに」「窓に」凭(もた)れて「口笛を吹き出した」という詩です。

「わが友」が是非見てほしいと「わが手に置」いた写真が問題です。どんな写真か。「そは美しにもあらぬ若き女の写真」なのでした。なぜ見せたのか。なぜ口笛を吹いたのか。

恋人かもしれないが、もっと敬愛、尊敬、憧れの気持ちがあった存在に思えます。「例の人はこの人なんだよ」というような。「果てしなき議論の後」や「激論」に出て来た若い女性と重なるイメージです。

研究者は、モデルはロシアの女性革命家、ナロードニキ団の

ペロフスカヤであろうといっています。クロポトキンは「一革命家の思い出」の中でこの女性について次のようにいっています。「ペロフスカヤは其の心の奥底からの『平和主義者』であり、同時に鋼鉄のような革命家、戦士であった。……ペロフスカヤのあの有名な写真は例外的にいい。彼女の熱烈な勇氣・透明な理知・慈愛深い性質が実によく写っている。彼女が絞首台にのぼる数時間前にその母に書いた手紙は、嘗て女の心が記した慈愛深い魂の最もいい表現の一つである。」と。このペロフスカヤの写真がモデルになっているのではないのでしょうか。

「この国」は、啄木が「一握の砂」の中で「赤紙の表紙手擦れし／国禁の／書を行李の底にさがす日」と歌ったことから日本を指すと読めるし、「わが友」が作者自身であると考えられますが、そう明らかにせず、「行李」を「鞆」に変えたり、外国風に仕立てています。

口笛を吹いたのは、気持ちが充実しているからでしょう。彼女のように生きていくぞという気持ちを持つてというのは言いすぎかもしれませんが、啄木にとっての口笛は「新しき明日」に向かつてさあ進もうという合図のように感じられます。呼子は逆に警戒しろと注意をうながす警笛に聞こえます。「呼子と口笛」という題名にこだわった啄木は、気をつけろ、そして前に進むんだと後に続く者に言い残して死んでいったのではないかというのが私の読みです。

〈次号へ続く〉



啄木直筆のカット

連載 第5回

治安維持法成立から一〇〇年

21世紀を真に人権と平和の世紀にするために

藤田 廣登

四、治安維持法犠牲者への謝罪と賠償求めて53年

治安維持法同盟の結成から今日まで

「ふたたび戦争と暗黒政治を許さない」スローガン確立

戦後も20年経った1965年頃から東京都の治安維持法犠牲者中心に「国家賠償を要求する運動を」の声が高まり、有志らの集まりが始められました。

そして1968年3月15日、「3・15事件」40周年を記念して、創立総会が開かれました。

この時、会長に選ばれた神道（じんどう）寛次氏は、「治安維持法が、いま形を変えて破防法（破壊活動防止法）はじめ弾圧諸法となっており、それは軍国主義の双児として息を吹き返し、人民におそいかかっている」と強調し、わが国における政治反動の今日、「ふたたび戦争と暗黒政治を許してはならない」という立場での運動方向を示しました。

発足の時点で示されたこの旗印は、大変重要な意味を持ちました。それは第一に、国家的権力犯罪に政治（国）が向き合い「謝罪」と犠牲者の名誉回復を行い、二度と再び国家がこのような過ちを侵さない「証し」を保障することを求めるものでした。その「結果」として国家賠償を行うことを求めたことです。

第二には、この方向性を掲げたことで、治安維持法被弾圧者のみでなく、戦前、弾圧法体系の諸法律・令などによる多くの犠牲者と遺族・関係者をも包含していく方向性が示され、実際に、戦時中の軍機保護法、警察犯処罰令、行政執行法などすべての犠牲者を包含する運動となったことです。このスローガンの方向性が国民的大義となりうることを示したのです。

第三には、こうした方向性を示したことにより、治安維持法国賠同盟という組織が、犠牲者のみによって構成されるのではなく、犠牲者をコアにしなが、広範な人々が参加できる組織としての性格をもたらしただという事です。200人近くの「治安維持法被弾圧犠牲者」の集団から出発した組織が、現在1万6500人を超える組織となり、全都道府県に組織を確立、260余の地域支部、地方議会陳情・請願採択数408自治体（旧自治体を含む）を超えるところに到達しています。

この組織は、名簿で確認されている犠牲者生存者10人内外（90歳から最高齢108歳まで。2021年8月現在）を包み込み、護りつつ今日の到達点を迎えています。また、女性部が過半数の県に、青年部の確立も始まり、2020年代の早い時期に2万人の会員を擁する展望を拓いてきています。

こうして同盟は、1992年の第24大会において、「我々の運動の基本」として、

「再び戦争と暗黒政治を許さぬために

一、治安維持法体制の復活に反対する

二、国は、戦前の治安維持法が、人道に反する悪法であることを認めること

三、国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと」

を掲げ、「治安維持法犠牲者の国歌賠償法（仮称）の制定」運動を粘り強く進めることを内外に宣言したのです。



日弁連見解が示した国家賠償の正当制 国民全体が治安維持法の犠牲者

この要求の正当性について、日本弁護士連合会（日弁連）は、1993年10月28日、京都で開催された第36回人権擁護大会において治安維持法犠牲者に対する補償問題への法理論的解明を行いました。

その決議は、要旨で次のように述べています。

「治安維持法による弾圧は、国民の思想、信条、信仰の自由に対する侵害及び言論、表現、結社の自由に対する抑圧であるばかりでなく、日本国民全体をひたすら戦争に向かって進ましめる役割を担った。日本の軍国主義的動向への反対は勿論、一切の批判的言動に対して治安維持法は弾圧の武器となった。(…)治安維持法等の弾圧法規は戦争を推進するための恐怖政治の法的武器であった。この意味においては、日本国民全体が治安維持法の犠牲者であった。(…)治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し戦争に反対したものととして、日本国憲法の基本原則からすれば、その行為は高く評価されなければならない。(…)日本国憲法の国家賠償規定からすれば、当然補償がなされなければならない。」

この決議は、補償（国家賠償要求）の正当性を明確にしたものです。

50年続く国会請願

治安維持法国賠同盟は1971年から国会に対して「治安維持法の犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願」を開始しました。請願項目は、次の3項目です。

①国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること

②国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと

③国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

治安維持法犠牲者の全員が、一人残らず侵害された人権と名誉を回復するために特別立法として「治安維持法犠牲者国家賠償法」が必要となり、この法律の制定を国会に求める運動を起こすことにしたのが、私たち同盟の国家賠償請願署名運動なのです。

この請願の「国に対する謝罪と賠償要求」は、国会が「治安維持法犠牲者国家賠償法を成立させることによって、実現できるのです。

もちろん個々に裁判を起こすこともあります。「横浜事件」(1942・昭和17年、神奈川県特高警察が、共産党再建を企てたなどとしてでっち上げをして、雑誌編集者ら数十人を検挙し、ウソの自白を強要するため拷問と苛酷な取り調べのために獄死者4名を出し、雑誌『中央公論』『改造』を廃刊にした言論弾圧事件)の元被告や遺族が裁判のやり直しの再審の申し立てを行い、国民の支持を得て粘り強く闘い実質無罪(免訴)の判決を得ました。

治安維持法同盟は個々の裁判等への支援を行いつつも、膨大な数の治安維持法犠牲者全員(とその遺族)を救済する包括的な「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定が必要なことを訴えています。

この請願は、請願の紹介をしてくれた議員を通じて衆議院、参議院の法務委員会に付託されます。紹介議員が多数になれば、

付託を受けた法務委員会で審議することになります(実際には、衆議院465議席、参議院245議席のうちで両院合わせて少数の議員しか得られない場合は、法務委員会の議案として審議されずに、会期末に他の請願案件と一緒に理事会で一括して廃案処理されてしまう現状があります。)

私たちは、これまで50年間、国会請願を行い、総計で既に1000万筆を超える署名を届けてきました。この請願に、積極的に向き合っている政党政派は、日本共産党、立憲民主党、国民民主党、社民党、れいわ新選組、沖縄の風、無所属などの諸政党・政派です。この数年、毎年100を超える議員から紹介議員承諾が得られています。ちなみに2021年度の請願への承諾紹介議員数は衆議院78議員、参議院42議員、合計120議員にまで到達しています。この種の請願での紹介議員数が群を抜いています。

その対極にあるのが、自民、公明、維新などの政党です。初期の頃には自民党議員の中にも賛同者が得られましたが、今日では、自民党、公明党共に党議拘束をかけて、一人も署名簿を受け取るうとしない頑迷な状況が続いています。国民の声に耳を傾けず、背を向けている状態が続いている今日、私たちの要求実現の最も確かな方程式は、市民と立憲野党の共同の路線の上にその政府の樹立に求められていると云っても過言ではありません。

〈次号へ続く〉

